

2007年度海外研修F5コース報告

——中国知財研修——

2007年度海外研修団(F5)*



抄録 日本知的財産協会海外研修F5コースは、昨年度に引き続き第2回目の開催となったコースである。現地研修の実施を委託した現地事務所、現地進出企業の方々をはじめ、多くの関係者の御協力により本コースは成功裡に終えることができた。

目次

- | | |
|---|---------------------|
| 1. はじめに (目的) | |
| 2. 対象 | |
| 3. 企画 | |
| 3.1 事前研修・事後研修 | |
| 3.2 現地研修 | |
| 3.3 テーマ学習 | |
| 4. テーマ学習成果報告 | |
| 4.1 第1グループ：権利取得について
(「明細書の記載要件」及び「誤訳対策」) | 及び「実用新案特許の活用」) |
| 4.2 第2グループ：権利取得について
(「現地発明の取り扱い」, 「サポート要件」 | 4.3 第3グループ：権利解釈について |
| | 4.4 第4グループ：権利行使について |
| | 5. 現地機関訪問 |
| | 5.1 国家知識産権局 (SIPO) |
| | 5.2 最高人民法院 |
| | 5.3 ジェトロ北京センター |
| | 5.4 上海市知識産権局 (SIPA) |
| | 5.5 上海家化聯合股份有限公司 |
| | 6. おわりに |

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F5 ('07)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

1. はじめに (目的)

本コースは中国における知的財産に関する全般的な知識を習得すると同時に、知的財産権問題の現状を把握し、今後の適応能力のレベルアップを目的として、2007年4月より約1年のスケジュールで実施され、2週間の現地研修(北京・上海)の他に、その事前及び事後に月1回のペースで計12回の研修を東京あるいは大阪で受講した。

2. 対 象

中国知財実務の経験があり、ある程度の法知識を備えた知的財産部門スタッフを対象としてコースが開催され、20名が本コースに参加した。参加者は権利取得、権利解釈、権利行使といった希望学習分野と、所属する企業の業種を考慮して4つのグループに分かれ、各グループはそれぞれ希望学習分野に関する学習テーマを設定し、自主的に学習した。

3. 企 画

中国における知的財産権の重要性が高まる中、2006年度に引き続き、知財実務者により即した滞在型中国知財研修として、第2回海外研修F5コースが2006年度研修企画委員会第3WGにより企画された。

本研修は、単に教わるのではなく「自ら学ぶ」という姿勢を強化するために、講師の指導を仰ぎながら小グループ毎に学習テーマを定め、約1年をかけて自主学習(テーマ学習)により課題を掘り下げるコースとされた。

3.1 事前研修・事後研修

研修生は中国知財に関して初心者ではなく、中国知財に関するJIPA国内研修修了レベルが想定されていた。その中で事前研修は現地研修のための単なる準備ではなく、講義を受け中国

知財の理解を深めると同時に、各学習テーマに対してグループが現地で確認すべき事項のまとめを行う研修と位置づけられていた。

事前研修では、毎回テーマ学習活動と講師による講義の2部構成とし、各グループは講師の助言の下にテーマ学習の方向付けを行った。

現地研修講師には、テーマ学習に関して事前研修で生じた疑問点等を質問状として事前に送付して、現地での講義・教材・質疑の中で詳しく説明していただけるよう手配されていた。

事後研修は、総まとめを行う段階と位置づけられていた。事前研修と同様にテーマ学習活動と講義の2部により構成し、テーマ学習活動にはグループ毎に講師に質問をする機会が設けられた。この質問は、テーマ学習をまとめる上で生じた疑問点に対する見解を得て総まとめの完成度を上げるために用意された。

3.2 現地研修

現地研修については、企画段階で2006年度研修企画委員と研修グループ事務局が現地の企業知財部門や現地代理人を訪問・面談し、協力を得て研修内容が決められていた。他の海外コースと異なり現地研修を統括する現地代理人を設定していないため、実際の現地研修については、研修生による主体的な運営により行った。

また生の現地事情を把握するために、現地進出企業の駐在員の講義及び中国企業、欧米企業の知財部員とのディスカッションも取り入れられた。

3.3 テーマ学習

本コースでは、前回実施したテーマ学習を継承し、グループ内で相互に学び合うことにより研修効果が高まるように配慮した。また、同じ希望学習分野に関し2つのグループがテーマ学習することとなったが、様々な切り口からテーマ学習をすることができた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

4. テーマ学習成果報告

以下、各グループのテーマ学習成果を報告する。なお、本文で使用した「特許法」、「発明特許」、「実用新案特許」及び「意匠」は、それぞれ中国語での「専利法」、「発明専利」、「実用新案専利」及び「外観設計専利」を意味する。

4. 1 第1グループ：権利取得について

第1グループは中国における権利取得に関し、特に「明細書の記載要件」、「誤訳対策」、「現地発明の取り扱い」及び「実用新案特許の活用」について検討した。ここでは「明細書の記載要件」及び「誤訳対策」の検討内容を紹介する。

(1) 明細書の記載要件

1) 構成要素の欠如について

特許法実施細則第21条第2項において、「独立項は、技術的課題を解決するための必要な構成要素を記載しなければならない。」と規定されている。権利付与に際し、独立項がこの条項を満たすことが必要条件であることは言うまでもないが、無効審判時に、独立項において、技術的課題を解決するための必要な構成要素が欠如していると判断される場合、特許法実施細則第21条第2項違反となり、その独立項は無効になるため、注意が必要である。

従って、出願準備の段階で、従属項を戦略的に数多く作成しておくことが、権利を安定させる上で、重要であると言える。一般的に、出願人は広い権利範囲を有する独立項を好む傾向があるが、広すぎる独立項は、それだけ、技術的課題を解決していないと解釈される可能性も高まる。不可欠であるか否かが明らかでない構成要素は、独立項に含めるまではしなくとも、従属項として記載しておく方が好ましい。

また、審査官や第三者が、発明の内容及び技

術的課題を、誤解なく正しく理解できるよう、技術的課題は、分かりやすく且つ論理的に記載すべきである。特に、1つの出願の中に、複数の技術的課題や複数の独立項を記載する場合は、その対応関係が分かりにくくならないよう注意すべきである。

2) 開示不十分について

特許法第26条第3項において、「明細書には、発明特許または実用新案特許について、当業者が実施できる程度に明瞭且つ完全に説明を記載しなければならない。」と規定されている。この条項は、明細書を対象にしたものであり、特許請求の範囲を対象としたものではないものの、明細書の一部の開示が不十分である場合、当該条項違反となり、その部分に関連する請求項が無効とされる可能性がある。一方、その部分に関連しない請求項は、その有効性は維持される。

従って、特許請求の範囲・明細書・図面の記載において、それらの整合性を保持することは、有効な権利取得を行う上で大切なことである。

また、無効審判において、実施例中の文言が、当業者にとって不明な用語であるとして争われ、特許権者は特許文献を用いてその用語の周知性を立証しようとしたが、認められなかったケースが存在する。このケースでは、実施例中の文言の周知性を証明するには、教科書、技術ハンドブック、辞書で行うべきであり、特許文献で行うべきではないと判断されている。このような事例を考慮すると、当該技術分野であまり使用されない用語の使用は慎重に行うべきであり、そうした用語を使用する際は、その用語の意味について詳しい説明を実施例中に記載すべきである。

(2) 誤訳対策

1) 誤訳が生じやすい言葉

「～を介して」、「直前」および「直後」等、対応

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

する中国語がない言葉は、誤訳が生じやすい。また、「～に対して」等、複数の意味を有する言葉も同様である。さらに、長い修飾語等、修飾関係が複雑な文章についても、多様な解釈がされて誤った翻訳がなされる可能性がある。

2) 誤訳の原因

翻訳者の日本語能力不足によることや技術を理解していないことによるものが挙げられるが、これらについては、最近では減少傾向にある。また、ケアレスミスや日本語原文明細書の表現が曖昧なことにより誤訳が発生するケースもみられるようである。

3) 誤訳防止対策

出願前から誤訳を防止する対策としては、原文明細書において、誤解を生じやすい言葉や曖昧な表現の使用をできるだけ控えることが挙げられる。また、現地事務所の担当者に技術説明を行うなど、事務所と出願人とのコミュニケーションを日頃から密に行うことも現地サイドでの誤訳防止の一助となる。

さらに、特許法実施細則第110条に基づく誤訳訂正が可能なPCTを利用することも1つの有効な手段である。出願後に誤訳を発見したときは、誤訳訂正できる段階で訂正することが望ましい。

4.2 第2グループ：権利取得について

第2グループは自主研修テーマとして「権利取得」を取り上げ、「現地発明の取り扱い」、「記載（サポート）要件」「実用新案特許の活用」の3テーマについて検討した。

(1) 現地発明の取り扱い

第三次特許法改正においては、現地で完成した発明の譲渡に関し契約書締結義務が課されるとともに、外国企業等への譲渡の際の国務院への登記／認可義務が強化される他、中国で完成した発明を外国へ出願する場合には専利局の許

可を得ることが義務化され、これに違反した場合、中国における出願について特許権を付与しないという罰則が課せられる予定である。

そのため、日本企業が現地企業に研究委託して生まれた現地発明について特許を受ける権利を承継するには、1. 現地発明は委託企業に帰属する旨を明記した契約書を取り交わすこと、2. 技術輸出入管理条例に基づき国務院への契約書の登記又は認可手続を行うこと、更に中国国外に先に出願する場合には3. 専利局の許可を得ることが必要となると思われる。

現行法では、現地で発明が完成した場合の法律・条例等の運用が不明瞭であったが、改正後は、権利承継に伴う行政手続が強化される可能性が高い点に十分留意する必要がある。

(2) サポート要件

特許請求の範囲の記載要件の一つにサポート要件がある。審査指南のサポート要件に関する記載（審査指南第二部第二章3.2.1）には、特許請求の範囲は明細書に記載の1つ又は複数の実施態様又は実施例を概括するものである旨記載されている。

ここで「概括」の考え方には上位概念化と並列的記載の2通りあり、概括の範囲としては実施態様と均等な代替実施態様及び明らかな変形態様（同じ機能、用途）が含まれる。明らかな変形態様については審査指南には具体的な記載が無くケースバイケースで判断されると考えられる。

例えば、パラメータ特許や数値限定発明では、サポート要件として、その範囲内において発明の効果が得られることを示す実施例が要求される。その範囲外において発明の効果が得られないことを示す比較例は、サポート要件としては要求されないが、進歩性を主張する際には必要となる場合が多い。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(3) 実用新案特許の活用

中国における2006年の実用新案特許出願件数は、中国国内からの件数が約16万件、中国国外からの件数は約1,000件であり、発明特許出願件数（国内約12万件、国外約8.8万件）に比して、国内からの出願が圧倒的に多い。この理由には、実用新案特許は無審査で登録されるため権利化が容易であること、料金が安価であることなどが挙げられる。中国では、発明特許と実用新案特許の同時出願が可能であり、実用新案特許については、無審査で早期に登録されることから、発明特許が登録されるまでの間の担保を目的とした活用には意味があった。但し、2006年改正審査指南により、実用新案特許が先に成立した場合、発明特許の特許権付与段階で国家知識産権局（SIPO）から照会があり、発明特許を選択した場合には当該実用新案特許は出願時に遡って無かったことになる。実用新案特許による権利行使もよく行われ、最近では温州市中級人民法院（第一審）において3.3億人民元（約48億円）という中国最高額の損害賠償金額の判例が出たケースもある。また実用新案特許の場合、調査報告書で新規性及び進歩性が担保されていれば無効審判を起こしても訴訟が停止されない場合もあり注意が必要である。

4. 3 第3グループ：権利解釈について

第3グループは、クレームの記載と権利解釈について、中国（特有）の権利解釈の仕方を中心に検討を行った。

(1) 明細書の記載の参酌について

特許法第26条には、「…特許請求の範囲は明細書に基づき、特許の保護を求める範囲について説明しなければならない。」と記されている。当然のことながら、クレームを解釈するに当たっては、明細書の参酌は最も基本的な大原則である。従って、クレーム中に不明瞭な記載があ

れば、明細書が参酌され、それでも解消しない場合には、当業者における一般常識あるいは理解が参酌され、最後に辞書等の外部資料での解釈が参酌されることになる。

中国における権利取得の問題点として、誤訳の問題が取りざたされているが、一旦中国において権利となると、明らかな誤記の場合を除き、そこに誤訳が存在していたとしても、誤訳の通り解釈されることとなる。裁判所は、優先権証明書や、PCT出願の明細書などを参考にすることはない。

従って、出願人は、第1国出願（日本）における特許請求の範囲において、修飾語の関係を解りやすくするように短文で作成するなどの策を講ずることが好ましい。

また、特許請求の範囲中に、機能的な表現は、それではしか表現できない場合（例えば、制御系の発明等）を除き、通常は認められていないが、審査を経て権利として認められた場合には、一実施例に限定されることはなく、少なくとも均等物にまでは権利範囲が及ぶ。これは、もし、クレームが広すぎるといふならば、権利自体を無効にすべきであり、無効にされていないならば、請求の範囲の記載どおりに解釈すべきとの考えに則っている。

(2) 均等論

中国においても、均等は適用される（司法解釈21号 第17条）。そして、均等を判断する場合には、a) 技術的構成と置き換えし得たか否か、b) 被疑侵害品における代替手段とクレームに相応する技術的構成とが実質的に同一な機能及び効果を有するか、c) クレームにおける技術的構成と被疑侵害品の代替手段とが容易に置換可能か、d) その代替手段を容易に想到できるかという観点から判断される。

これまで、中国において、均等の範囲を非常に広く解釈されることもあったが、近年、侵害

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

事件における損害賠償金の高額化の傾向に伴い、権利範囲を厳密に解釈するという動きがあり、均等の乱用はなくなりつつあるとのことである。

そして、特許請求の範囲に記載されているが、発明の本来の課題を解決するために必要でない技術的構成は除外して権利を解釈するという「余計指定の原則」も、廃止されてはいないものの、数年前最高人民法院から出された提審（2005民三提字第1号）に則り、適用されるケースは減ると考えられる。

(3) 権利の消尽

中国において発明特許権の消尽についての判例はないとのことだが、意匠権の消尽についての注目すべき2件の判決が出されているので紹介する。まず、山東省高級人民法院の2000年7月21日判決では、酒瓶の意匠権を有する意匠権者から酒製品を購入した第三者が、該酒製品の酒瓶に酒を再充填し販売した行為について、「当該行為は、酒製品の購入者の利用における、内面的な意味を超えており、意匠によって保護された製品の生産及び製造の行為を構成する。」とした中級人民法院の判断を否定し、意匠権は消尽していると判断した。

一方、近時（2008年1月9日）、四川省の高級人民法院は、使用済みの酒瓶の再利用に関する先の事件と同趣旨の意匠権侵害事件において、「事業目的の上告人による他社のボトルの使用は、意匠権者の製品との混同及び消費者の誤認を引き起こし、それは意匠権者の製品の市場に影響を与え、そして意匠権者の権利及び利益を害する。」とし、意匠権の侵害と判断した。

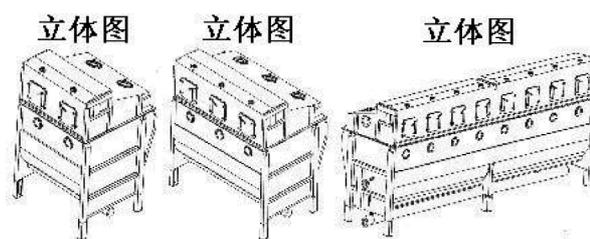
消尽については、未だ最高人民法院の解釈や意見が出されていないため、相反する判例が存在している。尚、本研修中に確認した範囲では、前記のようなケースでは消尽しないという意見が大勢であった。今後の動向が注目される。

(4) 意匠

中国では意匠権付与の条件として創作非容易性の要件がないため、その類似の判断は日本とは大きく異なる。

中国では、基本的には類似判断において先行意匠と比較意匠との比較はあくまで1対1で行う。例えば自動車について先行意匠Aのフロント部、先行意匠Bのリア部を組み合わせた意匠Cは、意匠A、Bと1対1の比較においてはデザインが異なるため、無効に出来ない（この問題は、第三次特許法改正においては解消される予定）。

一方で類似に関する判断が広くなされた事例も存在する。同一の出願人による同日出願の登録意匠「染色機」02333397.9～02333400.2および02333501.7（下に一部参考図）は、同一のパターンが連続する数が違う意匠であるが、これは「同様な意匠」として複審委員会により無効とされた。意匠の講義を担当した弁理士によればこの判断は一般的ではないとのことだが、他にも複数の事務所で紹介された事例であり、無視できない事例として扱われているようである（関連意匠制度は中国にはない）。



他にも、「他人が先に取得した合法的権利と衝突」してはならないという独自の規定があり、例えば著作物を盗用した意匠については無効となる。

4.4 第4グループ：権利行使について

第4グループは、中国における特許権（発明特許権、実用新案特許権および意匠権）に基づく権利行使（特に司法ルート）を行う／受ける

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

場合に備えた体制の構築及び訴訟手続きにあたって考慮すべき事項の検討を行った。

(1) 権利行使に備えた体制の構築

提訴を受理した人民法院は、被告に訴状の送達を行う。訴状の送達を受けた被告は15日以内(外国企業においては30日以内)に答弁を行う必要がある。日本企業にとっては、現地法人に訴状の送達があった場合に速やかに日本の知財部門へ連絡がなされることが訴訟対応に影響する。

訴訟代理を依頼する代理人を選定するポイントとして、管轄となる地域の訴訟の傾向に詳しいという観点から、訴訟の土地管轄に拠点を有する代理人を選定することが望ましい。訴訟における代理人事務所の体制(中国弁護士と指揮命令系統)も合わせて確認しておくことが好ましく、さらには実際に現地代理人事務所を訪問した上で確認しておくことが望ましい。

(2) 権利行使における警告状

権利者から警告状を受領した相手方企業は、権利者が侵害訴訟を提起するよりも先に非侵害確認訴訟を提起し訴訟の土地管轄を選択することができる。権利者が後から侵害訴訟を提起しても、先に提訴された裁判所に訴訟が併合されるため、土地管轄を考慮する場合は、相手方企業が訴訟を提起する可能性を視野に入れた警告状の送付を検討すべきである。

(3) 土地管轄

特許権紛争事件における土地管轄の選択は重要な要素である。土地管轄の選択候補として、北京及び上海に加え、近年は特許紛争の取扱経験に富む人民法院として広東省、浙江省、山東省を考慮することができる。提訴する際の土地管轄は、被告の所在地あるいは侵害行為の発生地原則にしたがう。近年増加しているインターネットを利用した製品販売活動を行っている場

合、オンライン購入地が侵害行為の発生地となり、土地管轄を広く選択できる可能性がある。また、販売者を共同被告とすることにより、製造地ではなくとも販売地(購入地)を土地管轄として製造者を提訴することも可能となる。

(4) 証拠収集

証拠には、真実性、合法性、関連性を備えている必要がある。証拠は、公証人により公証されることが重要であり、侵害品が実際に販売されていることを証明するため、公証人を購入現場まで同伴の上で購入する。証拠収集が難しい場合には、証拠保全の申し立てが有効であるが、証拠保全に失敗すると、証拠を隠滅され、その後の証拠収集、訴訟の動向に影響することに留意すべきである。

(5) 侵害鑑定書

訴訟において当事者の一方が作成した侵害鑑定書を提出しても法的効力はなく必ず裁判官が参酌するとは限らない。また、相手方が否認した場合は証拠として提出できなくなる。裁判官が技術認定のため職権で行う司法鑑定は訴訟の証拠となり得るものである。しかし、裁判官が技術を理解していると判断し、司法鑑定を行わない場合もある。司法鑑定は人民法院により指定された鑑定機関が行う。

(6) 損害賠償金の計算方法

損害賠償金の計算は、(a) 権利者が侵害により受けた損害、(b) 侵害者が侵害により得た不法所得、(c) 特許実施許諾料の1~3倍の金額、(d) 法廷賠償金額(5,000~30万元、最高でも50万元)のうちの一つに基づく金額となる。上記(a)、(b)については認定が難しく、(c)については実際に他社に実施許諾を行っていない場合は認定されないため、(d)にて算出される場合が多いとされている。しかし近年は、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

侵害者のウェブサイトに記載の生産能力などを根拠に算出した高額な損害賠償金額が認められたケースがある。

(7) 訴訟手続きの上での留意事項（訴訟中止の防止）

侵害訴訟の被告の抗弁として、非侵害の主張の他、答弁期間内に（a）管轄権異議を提出、（b）無効審判を請求することができる。これらにより訴訟が中断されることがある。上記（b）に関して、発明特許の場合は、実体審査を受けているため、権利の安定性に影響を与えない限り基本的に訴訟は中断されないが、実用新案と意匠の場合は、方式審査のみで登録された権利であるため、原則として訴訟は中断される。

原告側からすれば訴訟の中断を避けるためには、事前に国家知識産権局から調査報告書を取得するなどして権利の安定性を証明できるようにしておくことが望ましい。なお、調査報告書の取得については、第三者は知ることができないので、事前に相手に動向を察知されることもなく、非常に効果的である。

5. 現地機関訪問

5.1 国家知識産権局（SIPO）

銭孟姍国際合作司副司長、石競審判部副長らを訪問し、審判制度及びSIPOの活動について説明を受けた。

2001年の第二次特許法改正以降、拒絶査定不服審判、無効審判ともに増加する傾向にある。2006年においては、拒絶査定不服審判は、2001年比5倍増の約3,000件、無効審判は、2001年比2倍増の約2,500件となっている。

拒絶査定不服審判は、書類審理を原則とし、拒絶維持か差し戻しの決定ができるだけで特許査定はできない。無効審判は、大部分が口頭審

理で行われ、①特許権維持、②一部無効、③全部無効のいずれかの結論が出される。一部無効あるいは全部無効が認められる確率は、近年5割程度で推移している。なお、訴訟と無効審判が並行する場合、訴訟を停止するかどうかは裁判所の判断による。中国では訂正審判の制度は無いが、代わりに一部無効審判を自ら請求する方法がある。この場合、証拠は公開された出版物以外は使用できない。（審査指南第四部第3章3.2(2)）なお、訂正できるのはクレームのみで明細書は補正できない。

SIPOでは審査スピード、質の向上を目指して、人員増加、管理体制構築、自動化・ペーパーレス化の3つの施策に取り組んでおり、併せて国際化を念頭に公報のデジタル化も検討中である。

5.2 最高人民法院

蔣志培知識産権審判庭庭長、于曉白判事、夏君麗判事を訪問し、中国における知的財産権に関する裁判所制度に関して説明を受けた。

中国における知的財産権に関する訴訟は、原則、全国68ヶ所の指定の中級人民法院を第一審裁判所として提訴する。但し、審決取消訴訟は、北京第一中級人民法院に提訴する。賠償金額が大きいなどの理由で、高級人民法院が第一審裁判所となる場合は、二審は最高人民法院で行う。最高人民法院は、日本の最高裁判所と異なり事実審も行う。知的財産権に関する紛争は、著作権侵害が最も多く、特許権侵害では実用新案特許権侵害及び意匠権侵害が6～7割を占める。ちなみに、外国企業が関係するいわゆる涉外案件は、3～5%である。

司法解釈は法律の曖昧さ、抽象性を補うことを目的として出される。下級人民法院からの要請で解釈を出す場合や、意見を募集・集約して解釈を出す場合もある。司法解釈は、全国人民代表大会で承認された後、法律的效果を發し、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

全国的に拘束力を有する。また新しい法律制定、法改正などの参考とされる。

5.3 ジェトロ北京センター

知識産権部の土屋晶義顧問より、日系企業の現状（中国ビジネス課題、中国R&D対応、知的財産権問題、模倣品被害等）について講演があった。例えば、模倣品問題では分業体制による模倣品製造など手口の巧妙化により、問題解決の困難性やワールドワイドな取り組みの必要性など全体的な状況の説明があった。

日系企業の中国での最新状況の全体観を把握するのに非常に有益な講演であった。また、センター内に設置してあるニセモノ展示館を見学して、模倣品の種類の多さ、その精巧さに驚かされた。

5.4 上海市知識産権局（SIPA）

顧勇華政策法規処長ほか3名を訪問し、上海市知識産権局の概況について説明を受けた。

SIPAの局員は45名で5部処1室からなるとともに、下部組織としてサービスセンター、研究所を有している。尚、同ビルには、SIPOの上海支部もあり出願等の受付を行っている。国と地方の役割は、前者が発明特許等の審査であり、後者が人材育成・啓蒙、侵害案件の調停・取締りと、分担されている。

特許権の侵害品の取締りは、権利者からの申立により行われる。申立には、権利者、権利、侵害者、侵害の証拠を明らかにする必要がある。侵害等の判断において必ずしも鑑定書が必要になるものではないが、理解のための参考にはなるとのことであった。尚、SIPAは、侵害か否かの認定をすることはできるものの、賠償金を決めることはできない。

展示会に関わる条例(上海市展覽業管理弁法、加強展覽會專利保護實施細則)を施行しており、展示会にはブースを設け、模倣品の展示がない

よう取り締まっているとのことであるが、実際には、展示会主催者へ展示を撤去するように要請するのみに留まるとのことであった。

5.5 上海家化聯合股份有限公司

化粧品メーカーである上海家化聯合股份有限公司の胡大輝法律室經理他3名と面会した。

上海家化は合弁を除く中国企業としては業界最大の企業で、売上は21.6億元（約325億円/2006年）。東南アジア及び欧州向けに輸出もしている。従業員約1,000人中、法律部門は14人であり、うち10人が模倣品取締担当である。

2006年末時点で、累計で、特許を737件（うち意匠が9割以上）、商標を1,065件出願した。外国出願の際における出願国は、商品の輸出先に応じて選択される。特許調査は特許事務所に加え上海市知識産権局のシステム（上海の100社へ無料開放）を利用する。

知財強化のため、発明報奨や福利厚生充実、社内研修、特許の買取り、大学との共同研究等にも取り組んでいる。

模倣品対策は、主として商標権を使用し、毎年300回以上の摘発を実施している。但し、業界まとまった模倣品対策はしていない。消費者への模倣品に対する注意喚起は、かえって真正品の購買意欲を減退させるために行っていない。

6. おわりに

F5研修は、今回が第2回目であるが、事前研修、現地研修、事後研修を通じて、研修生全体の中国知財に関する知識を深めることができた。

特に、現地研修では、通常では訪問することのない最高人民法院等の現地機関、現地企業を訪問できたことは貴重な体験の一つである。なお、現地機関としては、今回は訪問していない大学、研究機関等も今後の候補となるものと思われる。

また、日系や欧米系の現地進出企業の駐在員

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の方々から中国での体験談や苦労話、模倣品対策の実情等を聞くことができ、現地でなければ得られない生の情報、現地の空気を肌で感じることができた。

F5研修では、北京、上海ともに主担当の事務所を置いていない関係で日毎に担当事務所が変わるスケジュールで大変であったが、同じテーマについて異なった見解を聞ける、色々な事務所の人とコンタクトできる等得られるものも大きかった。

研修を通じて、特許実務などで日本での考えがそのまま通用しないと、実感させられることも多かったが、こうした点を正確に理解し、円滑に実務を遂行するためには、現地代理人との継続的で且つ緊密なコミュニケーションは欠かせないものと思われる。今回の研修で築き上げた人脈を有効に活用していきたい。

また、各事務所への直前のスケジュール確認から始まって、研修の進行、JIPA懇談会等の運営まで、研修生の自主運営となっていたので、これらを通して知識以外の面でも成長できたように感じている。

さらに、2週間に渡る上記の活動を通じて研

修生相互のコミュニケーションも格段に深まり、得がたい人間関係を築くことができた。

なお、テーマ学習の進め方については、今年度は、各グループのテーマ学習の成果を発表する中間報告会を事前研修の終盤に実施したので、他グループのテーマ学習の内容を把握できた点を評価する意見が多かったが、一方、グループ毎のテーマ学習の時間不足を指摘する意見もあった。今後の検討課題であろう。

いずれにせよ、今後本コースが回を重ねることにより、さらに改善され、一層充実した研修になっていくものと確信する。

最後に、現地事務所、現地機関の方々、および人材育成委員、人材育成グループをはじめとする関係者のご尽力とご協力なくして本研修の成功はあり得なかった。この場を借りて感謝の意を表したい。

参考文献

- ・劉新宇編著『中国特許実務基礎』（発明協会・2005年）
- ・徐申民著『中国特許侵害訴訟の実務』（経済産業調査会・2004年）
- ・程永順・羅李華共著『中国特許権侵害の認定』（東洋法規出版・2005年）

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 2007年度(F5)研修日程および研修参加者

【研修日程】

研修	開催日	講師／担当事務所	研修内容
事前	3/30	別所弘和 講師 (Honda)	中国での知財問題と中国社会の特徴
	4/26	後藤光夫 講師 (オリンパス)	模倣品対策の実施と留意点
	5/15	中島敏 弁護士	知財・司法の現状・特徴
	6/15	中科専利	特許法の関連法律体系
	7/13	北京集佳	商標審査基準及び審査実務
	8/24	北京康信	意匠法の概要
	9/20	岡本清秀 講師 (オムロン)	中国との技術移転とライセンス／中間報告会
	10/19	上海華誠	知財権に関する法律及びその保護
現地 北京	11/5	Honda 駐在員／北京林達	駐在に関する講義／権利取得の講義
	11/6	松下知財部長／中科専利	中国企業知財状況の講義／商標の講義
	11/7	北京銀龍	意匠の講義と討議
	11/8	永新	国家知識産権局, 最高人民法院及びジェトロ北京センター訪問
上海	11/9	東芝駐在員／永新	駐在に関する講義／権利取得の講義
	11/12	QBPC／紀凱	商標保護に関する講義／権利取得の講義
	11/13	住友化学駐在員／北京林達	駐在に関する講義／権利行使の講義
	11/14	上海華誠	訴訟実務の講義／中国企業の知財の講義／上海家化訪問
	11/15	上海華誠	訴訟実務の講義／上海市知識産権局訪問
	11/16	金信立方	特許訴訟の講義
事後	12/3	中科専利	まとめ・講義
	12/18	永新	まとめ・講義
	1/25	北京銀龍	まとめ・講義
	2/22	北京林達	まとめ・講義・発表会

【研修参加者(敬称略)】

Gr.	参加者氏名(会社名)
1	池田浩(シチズンテクノロジーセンター), 太田昭人(豊田合成), 河村邦明(はるか国際特許事務所), 高橋伸行(ヤマハ)
2	大坂茂(旭硝子), 齋藤嘉久(大日本インキ化学工業), 佐武正紀(富士フイルム), 藤長隆之介(大王製紙), 和田玲子(旭化成)
3	岸本昌平(シスメックス), 佐畑智幸(本田技研工業), 野口真輔(神戸製鋼所), 平野和子(三菱化学), 藤井慎也(バンダイ)
4	江原治男(アドバンテスト), 大野剛(東京エレクトロン), 押尾健一(理想科学工業), 鈴木徳之(日立建機), 千波誠(カネカ), 坊坂純一(三菱重工業)

【人材育成委員会・事務局(敬称略)】

村本隆司(トヨタ自動車), 八島康二(本田技研工業), 弁野純一(松下電工), 遠山退三(ジェイテクト), 藤澤晴彦(ニコン), (2006年度企画 御前光潔(神戸製鋼所)), 露木育夫(事務局), 上江誠(事務局)
--

(原稿受領日 2008年5月22日)